

感染症法における分類一覧(平成28年2月15日改正)

感染症の分類	疾病名	
一類(7)	エボラ出血熱	ペスト
	クリミア・コンゴ出血熱	マールブルグ病
	痘そう	ラッサ熱
	南米出血熱	
二類(7)	急性灰白髄炎	中東呼吸器症候群(MERS) ※2
	結核	鳥インフルエンザ(H5N1)
	ジフテリア	鳥インフルエンザ(H7N9)
	重症呼吸器症候群(SARS) ※1	
三類(5)	コレラ	腸チフス
	細菌性赤痢	パラチフス
	腸管出血性大腸菌感染症	
四類(44)	E型肝炎	東部ウマ脳炎
	ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎含む)	鳥インフルエンザ ※4
	A型肝炎	ニパウイルス感染症
	エキノкокクス症	日本紅斑熱
	黄熱	日本脳炎
	オウム病	ハンタウイルス肺症候群
	オムスク出血熱	Bウイルス病
	回帰熱	鼻疽
	キャサナル森林病	ブルセラ症
	Q熱	ヘネズエラウマ脳炎
	狂犬病	ヘンドラウイルス感染症
	コクシジオイデス症	発しんチフス
	サル痘	ボツリヌス症
	ジカウイルス感染症	マラリア
	重症熱性血小板減少症候群 ※3	野兔病
	腎症候性出血熱	ライム病
	西部ウマ脳炎	リッサウイルス感染症
	ダニ媒介脳炎	リフトバレー熱
	炭疽	類鼻疽
	チクングニア熱	レジオネラ症
つつが虫病	レプトスピラ症	
デング熱	ロッキー山紅斑熱	
五類(48)	アメーバ赤痢	咽頭結膜熱
	ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	感染性胃腸炎
	急性脳炎 ※5	水痘
	クリプトスポリジウム症	手足口病
	クロイツフェルト・ヤコブ病	伝染性紅斑
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	突発性発しん
	後天性免疫不全症候群	ヘルパンギーナ
	ジアルジア症	流行性耳下腺炎
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	インフルエンザ ※6
	侵襲性髄膜炎菌感染症	急性出血性結膜炎
	侵襲性肺炎球菌感染症	流行性角結膜炎
	水痘(入院例に限る)	性器クラミジア感染症
	先天性風しん症候群	性器ヘルペスウイルス感染症
	梅毒	尖圭コンジローマ
	播種性クリプトコックス症	淋菌感染症
	破傷風	感染性胃腸炎(ロタウイルスに限る)
	バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	クラミジア肺炎(オウム病を除く)
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	細菌性髄膜炎 ※7
	百日咳	マイコプラズマ肺炎
	風しん	無菌性髄膜炎
	麻しん	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症
薬剤耐性アシネトバクター感染症	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	
RSウイルス感染症	薬剤耐性緑膿菌感染症	
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ	再興型インフルエンザ

※1 病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。

※2 病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。

※3 病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。

※4 鳥インフルエンザ(H5N1及びH7N9)を除く。

※5 ウエストナイル脳炎, 西部ウマ脳炎, ダニ媒介脳炎, 東部ウマ脳炎, 日本脳炎, ヘネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。

※6 鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。

※7 インフルエンザ菌, 髄膜炎菌, 肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。